

片柳土地区画整理だより

令和7年8月 第34号



■ご挨拶

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から、片柳土地区画整理事業をご理解・ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

地権者の方々のご協力をいただき、建物移転や街路築造工事等を実施しているところであります。今後も関係機関と協議調整を図りながら、事業の推進に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

■事業の進捗状況

令和6年度の主な事業として、街路築造工事が340.35m、下水道築造工事が888.39m、建物移転を6棟実施しました。

【令和6年度末の進捗状況】

項目	実施済累計	進捗率(%)
仮換地指定	23.7ha	47.5
街路築造工事	8,521.0m	44.4
建物移転	193棟	41.5
保留地処分	4,336m ²	14.1

■問合せ

坂戸市都市整備部区画整理課

〒350-0292 坂戸市千代田1-1-1 電話 049-283-1331 FAX 049-283-1685



片柳土地区画整理事業

令和7年度事業予定



■令和7年度予算・事業予定

令和7年度片柳土地区画整理事業特別会計の予算総額は、7億6,947万2千円(昨年度当初予算総額7億6,676万6千円)です。

■令和7年度の主な工事等予定

◎街路及び下水道築造工事箇所（4頁参照）

- ・街路築造工事 約253m
- ・下水道築造工事 約377m
- ・建物移転 5棟

■区画整理課での手続き

下記の行為を行う場合は、区画整理課にて、手続きをお願いいたします。

- ・土地の分筆
- ・建物の建築
- ・境界ブロック等の設置
- ・土地や建物の売買
- ・相続等による名義変更

※所有する土地、建物につきましては、適正な管理をお願いいたします。

■建物の改修等

仮換地指定までに相当の期間を要し、仮換地先の使用が見込めない場合は、従前地での建築行為を一定の条件のもと、認めています。建築行為をご予定の際は、区画整理課にご相談ください。

■保留地について

保留地の購入申し込みを随時受け付けています。申し込み資格に合えば、どなたでも購入できます。販売している保留地は3頁及びホームページをご確認ください。

国、県及び市の財政状況は依然厳しい状況にありますが、効率的な事業推進を図り、「区画街路の整備」・「公共下水道使用可能区域の拡大」等を積極的に進めます。

宅地（保留地）好評分譲中



坂戸市 保留地

■片柳土地区画整理事業

103街区7画地

面 積：105平方メートル（約31.7坪）

価 格：8,085,000円

用途地域：第一種低層住居専用地域

その他：上下水道利用可能



※詳細は市ホームページをご覧ください。

なお、価格は見直しを行う場合があります。



■片柳土地区画整理事業

116街区5画地

面 積：220平方メートル（約66.5坪）

価 格：16,500,000円

用途地域：第一種低層住居専用地域

その他：ガス・上下水道利用可能



清算金について

○清算金とは？

従前の土地と換地の間に生じる評価上の不均衡を是正するために徵収（清算金を支払う）、交付（清算金を受け取る）される金銭のことです。換地の状況により一概には言えませんが、減歩が多いと交付となり、減歩が少ないと徵収になります。

○いつ支払うの？（受け取れるの？）

片柳土地区画整理事業すべての工事が完了し、換地処分の公告により換地の権利、清算金の額が確定し、清算金の徵収、交付を開始します。現在の事業計画ですと、令和21年頃を予定しております。

○金額はどのくらい？

従前地と換地の評価の差を指数により算出します。これに指数1個当たりの単価を定めて金額に換算しますが、単価を決定するのは事業地内すべての工事終了時点となります。（換地処分の1年程度前）

○支払方法は？

一括で支払う方法と、清算金の金額により最大5年以内の分割で支払う方法があります。

※詳しくは、坂戸市のホームページをご覧いただけます。個人情報のためお電話でのご説明はできません。

都市計画事業 片柳土地区画整理事業

令和7年度工事予定箇所

